

聴覚に障害のある方を対象とした特定任意講習について

特定任意講習とは

- 目的
 - ・ 講師の話している内容を手話通訳
 - ・ 字幕スーパー入りのビデオを放映することにより、更新時講習受講時の「講師の話している内容やビデオの内容が理解できない」などの点を解消し、理解しやすく、より効果が期待できる運転者教育を実施するための希望者を対象とした講習です。
- 根拠
道路交通法第108条の2第2項
- 更新時講習の免除
運転免許証の更新を申請する日前6ヵ月以内にこの講習を受講した方は、更新時の講習が免除されます。
ただし、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の方は、この講習を受講されても高齢者講習の受講が必要です。

開催方法等

- 開催日
平成29年は、6月4日(日)と12月3日(日)に実施します。
- 開催場所
福井県丹南運転者教育センター
(住所: 越前市余田町2-1-1 電話番号: 0778-21-3613)
- 受付時間等
 - ・ 受付: 午前9時30分から
 - ・ 講習時間: 午前10時から午後0時まで
- 申込方法
当日の申込みで結構です。予約の必要はありません。
- 受講料
1,350円
- 終了証明書
受講された方には、特定任意講習終了証明書を発行しますので、更新の際は、必ず「特定任意講習終了証明書」を持参してください。
- その他
受講を希望される方は、運転免許証、筆記用具及び受講料(1,350円)を持参してください。

事務担当 福井県警察本部運転免許課 講習指導係
電話 0776-51-2820
(内線 341・344)